

和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門医学部委員会規程

制 定 令和 4 年 3 月 17 日和医大規程第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門医学部委員会（以下「医学部委員会」という。）の組織、運営及び情報管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) I R (Institutional Research) とは、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）医学部の教育の質保証や質の向上を図るため、教育活動に関するデータの収集、管理、分析及び情報提供し、調査研究を行うことをいう。

(2) 部局長とは、公立大学法人和歌山県立医科大学部局長等選考規程（平成 27 年和医大規程第 33 号。）第 2 条に規定する役職をいう。

(業務)

第 3 条 医学部委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医学部生の成績に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。

(2) 医学部のカリキュラムや教育活動に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。

(3) 医学部卒業生のキャリアに関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関すること。

(4) 学長からの諮問のあった事項に関すること。

(5) その他目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第 4 条 医学部委員会は、次に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 和歌山県立医科大学教育研究開発センター I R 部門（以下「I R 部門」という。）長

(2) 医学部所属 I R 部門副部門長

(3) 医学部所属 I R 部門専任教員

(4) 医学部教員

(5) 学生課職員

(I R 情報の適正管理)

第 5 条 I R 部門長は、本学が保有する情報資産のうち、I R を推進するうえで必要な情報を I R 情報として特定する。

2 医学部委員会は、I R 情報の収集、管理、分析及び情報提供にあたって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。）、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。）、和歌山県個人情報の安全管理に関する基本的な考え方、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程（平成 18 年和医大規程第 130 号。）、公立大学法人和歌山県立医科大学個人情報保護安全管理措置要綱、公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程（平成 19 年和医大規程第 13 号。）並びに和歌山県立医科大学医学情報ネットワーク利用規程（平成 11 年和医大規程 24 号。）、和歌山県立医科大学ネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティ基本方針、和歌山県立医科大学ネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティ管理要綱実施マニュアル（以下「個人情報保護関係規程並びに情報セキュリティ関係規程」という。）を遵守しなければならない。

3 前項のほか、医学部委員会に必要な事項は別に定める。

(部局の協力)

第 6 条 部局長は、I R 部門長に対し、I R 情報の提供及び情報の有効活用に関し、人的・物的資源の協力を行うものとする。

(I R 情報の収集、管理及び提供)

第 7 条 医学部委員会は、本規程第 1 条の趣旨に基づく使用目的以外で I R 情報の提供を依頼してはならない。

- 2 医学部委員会は、IR情報をIRのためのデータベース（以下「IRシステム」という。）に集約したうえで管理し、分析・編集する。IRシステムの運用については、情報セキュリティ関係規程の定めるところによる。
- 3 医学部委員会は、収集したIR情報を有効活用できるよう、学長、部局長の要請に応じ、データ分析結果ファイル等を提供しなければならない。ただし、部局長に他部局のIR情報を含むデータ分析結果ファイル等を提供する場合には、部局長は、当該他部局長の了解を得たうえで提供を依頼しなければならない。

（IR情報の活用）

第8条 IR部門長は、IR情報を活用し、医学部教育の質保証や質の向上の強化を図るものとする。

- 2 部局長は、IR情報を活用して所掌業務の見直しや改善を行うものとする。
- 3 学長、部局長は、IR情報の活用にあたっては、個人情報保護関係規程並びに情報セキュリティ関係規程を遵守しなければならない。

（庶務等）

第9条 医学部委員会の庶務は、事務局学生課において処理する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、本学のIR推進に関し必要な事項は、医学部委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。